

重点的な取組、共通的な取組															様式 1
令和7年度の調達改善計画									令和7年度年度末自己評価結果(対象期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日)						
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標		実施(予定)時期	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期				定量的	定性的		
○		一者応札の改善	過去の類似入札における入札者等や、当該分野の類似事業者等を調査し、積極的に入札案内を行う。	競争性の向上	A	H28	入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書受領者が2者以下の場合、新たな入札案内を積極的に行う。	継続	R7	入札公告後5開庁日経過時点で入札説明書受領者が2者以下の場合、積極的に入札案内を行った。入札案内の声掛け結果を取りまとめ、課題を洗い出した。	A	前年度、一者応札であった調達案件(7件)が複数応札に改善した。	特に、前年度一者応札であった入札について、新規事業者や入札参加経験事業者等に入札案内をする等、積極的に入札案内を行った。	継続性のある一般競争入札について、7件が複数応札に改善し声掛け等の成果が見られる一方で、業務多忙等で入札への参加を見送る事業者も複数いた。	一者応札の改善については一進一退の傾向が続いていることから、今後も積極的に取組む。
			公告日から入札参加書類提出日までの期間を、開庁日12日間以上とする。	事業者への配慮	B	H25	すべての一般競争入札に適用する。	継続	R7	公告日から入札参加書類提出日までの期間を、開庁日12日間以上とした。また、業者の利便性の向上のため、物品役務の入札において仕様書等の書類を引き続き電子データで提供している。	A		業者の準備期間を確保することができる。	地域性や特殊性がある一般競争入札の案件についても、引き続き対応できる事業者の確保が必要となる。	業者側の準備期間をある程度設けることで、応札者の拡充になると考え、継続的に取組む。
○		指名競争入札の改善	受注能力を把握した上で指名候補事業者の選定を行う。	競争性の向上	A	H31	すべての指名競争入札に適用する。	継続	R7	受注能力を把握した上で指名候補事業者の選定を行った。	A	すべての指名競争入札に適用した。前年度と同様、辞退事業者の抑制が見られ、応札率は引き続き高水準を維持した。	—	事前に受注能力を確認した上で指名しても、その後の事業者側の事情変更により辞退となることがある。	一定の改善が見られることから、継続的に取組む。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札、不落・不調となった案件について一覧表を作成し、予定価格の妥当性の精査・検証等により個別案件の要因検討に資する。一覧表の更なる充実を図る。		A	R2	予定価格の妥当性の精査・検証等及び事業者へのヒアリングや調達案件の特殊性等の調査を実施した上で要因分析を行い、一覧表を作成して庁内で共有することにより対応策の検討を図る。	継続	R7	一者応札、不落・不調となった案件について一覧表を作成し、個別案件の要因検討に資する。	A	一者応札継続案件、一者応札になりやすい入札、不落・不調案件について、各案件の要因分析と改善案を庁内で共有した。	仕様書の内容をより具体的に記載することにより、仕様が不明確なことによる競争不参加や応札価格積算時に当庁意図との乖離が生じないよう心がけた。	一部の調達では参考とした物価資料と市場価格の乖離等で不落・不調の発生が見受けられた。一者応札継続案件及び一者応札になりやすい入札は、地域性や特殊性があるものであり、対応できる事業者を増やすことが困難であるという課題は引き続き存在している。	予定価格の算定の際は価格の変動が激しいと思料される調達案件については、予定価格算定の一層注意を払う。入札に対応できる事業者を増やす方法についても引き続き検討する。
			一者応札継続案件について、競争入札方式の変更及び公募への移行を検討し、外部有識者に意見を伺う。		A	R2	受注可能事業者が1者と想定される場合は、公募を実施した上でそれを確認し、外部有識者に報告する。	継続	R7	一者応札継続案件について、競争入札方式の変更及び公募への移行を検討する案件がないか確認を行った。	A	—	一者応札が長期に継続はしていないが、一者応札になりやすい入札について、公募の実施を検討した。なお、令和7年度中においては該当する案件はなかった。	公募へ移行すると、特定事業者が請け負うことが前提となるため、一般競争入札と比べて競争性が働かなくなる。	一者応札が継続する案件については、引き続き応札事業者以外の事業者へのヒアリング等を行い、競争性を高める工夫を模索する。
			電力調達時に向け、政府目標の再生可能エネルギー比率を考慮しつつ、競争性を確保するため実勢価格等の動向に関する情報を収集し、多くの事業者が入札に参加できるよう、要件を検討する。		A	R6	環境に配慮した調達仕様を確保しつつ、多数の事業者から最新の実勢価格等をヒアリングし、入札参加要件等の見直しと、幅広い企業への声掛けを行う。	継続	R7	上半期には事業者へのヒアリングを改めて行い、下半期に予定している電力調達に向けて調整を行った。下半期には、上半期に実施したヒアリングをもとに仕様を設定し入札を実施した。	A	—	各事業者へのヒアリングをもとに、関東圏・関西圏を1本にまとめた仕様とし入札を実施したところ、複数者からの応札があり、競争性の確保が出来た。	今回の入札では、これまで同様の入札案件には参加していなかった新規参入事業者も複数いたが、今回の入札参加に向けた意欲は不透明なため、また今回の調達に向けて、事業者へヒアリング等を行っていく必要がある。	次回調達へ向け、改めて市場調査を行い、環境に配慮した調達仕様と入札の競争性確保の並立を模索し、環境配慮契約基本方針に則した調達方法等の検討を行う。
○		調達事務のデジタル化の推進	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、電子メールによる見積書や請書等の徴取を積極的に行う。また、これまでの検討結果を踏まえつつ、紙入札対応としていた一部案件について可能なものから本庁、地方支分部局共に電子調達システムにて電子入札を行えるよう検討する。		A	R5	調達事務のデジタル化として、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に繋がる電子メールによる見積書等の徴取を積極的に行っていく。また、電子入札案件数を高めるため、これまでの検討結果を踏まえつつ、紙入札対応としていた一部案件について、可能なものから電子調達システムへ移行できるように調整し、電子入札を行えるようにする。	継続	R7	電子メールによる見積書等の徴取は多くの部局で行われており、今後も引き続き行っていく。競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、引き続き本庁、地方支分部局共に電子入札対応が可能な案件については、電子調達システムにて電子入札を実施している。	B	物品・役務等の一般競争入札案件83件のうち、50件(本庁26件、地方24件)の約60%を電子調達システムに掲載することで電子入札を可能とした。 ＜本庁＞ ・電子入札率: 約48% (26件/54件)(前年度: 約49% (22件/45件)) ・電子契約率: 約27% (7件/26件)(前年度: 約31% (11件/36件))。 ＜地方支分部局＞ ・電子入札率: 約83% (24件/29件)(前年度: 約63% (12件/19件)) ・電子契約: 実績なし(前年度: 実績なし)。	従来、紙入札対応としていた工事案件について、地方支分部局では18件を、電子入札にて実施した(本庁においては、電子入札システムの構造上、システムのみで業務が完結しえないため、電子入札実施を見送っている。)。また、物品・役務等の入札において、紙入札対応となっていた一部部局についても、調達システムへの掲載を試験的に開始した。	これまで紙入札対応としていた工事の入札等の一部案件は、電子調達システムだけで業務を完結させることが構造上できないことが判明している。	電子調達システムだけで完結しない業務の部分について、代替措置等によって継続して実施できるか引き続き検討する。
			電子契約率向上に向け、随意契約等の入札によらない契約の電子契約を推進する。		A	R6	電子契約案件数を高めるため、随意契約等の入札によらない契約についても、事業者に対し電子契約の案内を実施する。	継続	R7	電子契約率向上に向け、随意契約等を締結した事業者に対して、電子契約の案内を実施した。	A	随意契約等の電子入札によらない契約について、新たな電子契約の締結には至らなかったものの、従来、紙入札対応としていた一部案件を含め、公共調達適正化の公表範囲の契約において、電子契約のメリットを周知することができた。	これまでは電子調達システムを利用する限られた事業者に対してのみ、電子契約を案内していたところ、幅広い業者に対して電子契約のメリットを周知することができた。	随意契約等は特殊性が高く、特定の契約以外に携わらない事業者が多いため、周知を行っても利便性や費用面の観点から敬遠され、電子契約に直ちに結びつくわけではない。	随意契約等の契約も含め、事業者全体的に電子契約のメリットの周知を継続的に行う。

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
・電子入札案件数: 入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数: 開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数)
・電子契約案件数: 契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
・電子入札によらない電子契約案件数: 電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+: 効果的な取組
A: 発展的な取組
B: 標準的な取組

※2 進捗度

・A: (定量的な目標) 目標進捗率90%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を概ね実施した取組
・B: (定量的な目標) 目標進捗率50%以上
(定性的な目標) 計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
・C: (定量的な目標) 目標進捗率50%未満
(定性的な目標) 何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和7年度年度末自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
発注予定情報を当庁ホームページに掲載、四半期ごとに掲載内容を更新して事業者へ積極的に案内を行う。	継続	—	発注予定情報を当庁ホームページに掲載し、定期的に更新を行った。事前の案内により、業者の準備期間が設けられ、応札者の拡充になると考える。
海外出張経費の精算及び高速料金の支払いに当たって、引き続きクレジットカード決済を実施する。	継続	海外出張経費の精算をクレジットカード決済で行えるよう、引き続きコーポレートカードを発行した。	—
オープンカウンター方式の更なる拡充。	継続	令和7年度中は1回実施した。	—

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【岸上恵子 宮内庁契約監視委員会委員長】 意見聴取日【6月18日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
宮内庁調達改善計画の取組内容、取組の効果、課題等、今後の計画に反映する際のポイントについて	人手不足や資材価格の高騰等により調達環境が大きく変化する中、従来の競争性確保に加え、応札可能性や履行の確実性を含めた契約の妥当性確保が求められている。単に応札者数のみを見るのではなく、実際に成立・履行可能な契約かという観点から、調達の実効性・持続可能性を意識することが重要である。 また、少数者応札や不調・不落については、結果にとどまらず市場環境や要件設定との関係を踏まえた構造的要因を把握し、「なぜ当該調達が適切か」を説明する責任の強化が求められる。あわせて、調達の遅延や不成立が宮内庁業務の停滞につながるリスクも踏まえ、安定的な調達の確保という観点からのリスク管理も重要性を増している。 さらに電子調達については、効率化・透明性向上の効果を確保しつつ、デジタル化の手段化に留意し、入札参加の容易性の向上や手続負担の軽減、データ活用による調達改善など、本来の目的に資する形で活用が必要である。 以上を踏まえ、競争性の確保を前提に、その質・持続可能性および安定的履行の確保、さらには価値最大化に向けた調達の高度化を引き続き意識していくことが重要である。また、こうした取組に加え、各案件における判断過程や選択理由について、実態に即して適切に説明していくことが、今後一層求められるものと考えられる。	ご指摘のとおり、現在の調達環境においては、人手不足や資材価格の上昇等を踏まえ、価格面での競争性の確保だけでなく、契約が実際に成立し、確実に履行されるかという観点を含めて調達を考えていく必要があると認識しております。このため、今後は、事前の市場調査や事業者へのヒアリング等を通じて市場実態を出来る限り把握したうえで、過度な要件設定とならないよう留意し、調達の成立可能性や履行確実性を意識した仕様・条件設定に努めてまいります。 また、少数者応札や不調・不落が発生した場合には、その要因について市場環境と要件設定の両面から整理・検証し、調達手法や条件が適切であったかをよく見直し、今後の調達の改善につなげていきます。あわせて、調達の遅延や不成立が業務に与える影響も踏まえ、スケジュール設定や再調達の想定など、安定的な調達確保のためのリスク管理についても取り組んでまいります。 電子調達の活用については、効率化・透明性向上という本来の目的を見失わないよう留意しつつ、参加事業者の利便性向上や手続負担の軽減、蓄積データの活用による調達改善に向けた取り組みを、庁内業務の実態を踏まえながら、引き続き取り組んでまいります。 今後は、競争性の確保を基本としながら、調達の実効性や持続可能性、履行確実性を意識し、宮内庁の調達の特殊性や各案件における判断過程や選択理由の適切な説明なども考慮しながら、引き続き適切な調達に取り組んでまいります。